

面会交流支援事業（「母子家庭等就業・自立支援事業」のメニュー）

目的

- 平成23年6月に公布された民法改正法において協議離婚で定めるべき「子の監護について必面会交流が明示された。
- 面会交流が子どもの健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲についた面会交流の支援を行うことにより、面会交流の円滑な実施を図る。

事業内容

- 事前相談、支援内容の決定、面会交流援助等を適切に実施できる面会交流支援員を配置
- 支援の対象
 - ・ 面会交流の取り決めを行っていて、父母間で合意があり、原則として児童扶養手当受給者と15歳未満の子どもとの面会交流を希望する別居親又は子どもと別居親との面会交流を希望する
- 別居親又は同居親からの申請により、両者に対し必ず事前相談を実施するとともに、支援の内実施頻度等を記載した面会交流支援計画を作成
- 支援計画に基づき、面会交流当日の子どもの引き取り、相手方への引き渡し、交流の場に付き

実施体制・実施方法

- 援助の実施頻度は原則として1月に1回まで、支援期間は最長で1年間
- 支援員は、子どもの受け渡しや付き添いの際には、子どもの心情に十分配慮した対応を行う
- 必要に応じ、可能な範囲において、交流場所の斡旋を行う
- 専門的見地からの指導・助言ができる民間団体等に再委託も可

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村
(事業の全部又は一部をNPO法人等に委託可)

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

【令和3年度予算】母子家庭等対策総合支援事業(158億円)の内数



《事業実施主体》

円滑な面会交流

取り決めのある面
調整、場所の斡旋
付き添いなど

連携・協力

養育
(公)

	H28年度	H29年度
実施自治体数	8自治体	9自治体
相談件数	742件	1,224件
支援実施ケース数	55ケース	77ケース

* 千葉県、東京都、富山県、大分県、静岡市、浜松市

面会交流支援事業について（R1実績）

委託先	支援員配置数	面会交流支援員資格・経歴	面会交流事前相談件数	面会交流実施ケース	面会交流実施回数	面会交流場所
県母子寡婦福祉連合会 問題情報センター千葉ファ ン(FPIC)	20人	元家庭裁判所調査官、 他家事調停委員等	12件	8件	19回	千葉ファミリー相 談室
都ひとり親家庭福祉協 会問題情報センター(FPIC)	20人	家庭裁判所元調査官、 元・現家事調停員	670件	39件	348回	FPICが保有する 施設、児童館・公 園等
山県母子寡婦福祉連合会	2人	母子・父子自立支援員、 家庭児童相談員	0件	0件	0件	児童館等の公共 施設
	2人	母子・父子自立支援員、 社会福祉主事	4件	0件	0件	大分県母子家庭 等修業・自立支 援センター
県母子寡婦福祉連合会	4人	家族支援カウンセラー 心理カウンセラー	124件	1件	3回	駅周辺、公園、 子育て支援セン ターなど
県母子寡婦福祉連合会	4人	家族支援カウンセラー 心理カウンセラー	55件	0件	0回	駅周辺、公園、 子育て支援セン ターなど
北九州おやこふれあい支 援センター	23人	家事調停員・民事調停 員・弁護士等	11件	12件	38回	NPO法人北九州 おやこふれあい 支援センター
本県ひとり親家庭福祉協 会問題情報センター	1人	家庭裁判所調停員	39件	1件	6回	事業所内のコミュ ニティスペース
	1人	元家庭裁判所調査官、 臨床心理士、保育士	7件	0件	0回	明石駅前再開発 ビル内プレイ ルーム
面会交流支援センター香 川	40人	家事調停委員、家裁調 査官等	6件	19件	74回	さぬきこどもの国
—	117人	—	928件	80件	488回	—